

●商事判例研究

昭和六二年度補遺

16 ハワイ州でなされた仲裁判断の執行

道垣内正人

東京大学商法研究会

名古屋地裁一宮支部昭和六二年二月二六日判決
 (昭和六〇年(ワ)第三九号、コモリ・ウェブ・ユ
 (I・エス・エー・インコーポレイティド)対株式
 会社伊藤鉄工所、)
 執行判決請求事件)

判例時報二二三三二号一三八頁
 (参照条文) 民訴法八〇〇条、日米通商航海条約
 四条二項

〔事実〕 昭和五十六年二月一日、原告X
 (アメリカ合衆国テキサス州法人)と被告Y
 (日本法人)とは、XをY製造の紙裁断機
 のアメリカでの販売代理店とする契約を
 締結するとともに(契約準拠法は日本法)、
 この契約をめぐる紛争が当事者間の交渉
 で三ヶ月以内に解決しないときは、一九
 五二年九月一六日付け日米貿易仲裁協定
 に従ってなされる仲裁で解決し、その仲
 裁地をハワイ州ホノルルとする旨(仲裁
 手続はアメリカ仲裁協会の規則による)の仲
 裁契約を締結した(仲裁契約準拠法は日本

法)。

昭和五十六年五月から同五十八年四月まで
 は円満に取引がなされたが、同年末頃、
 YがXに通告した販売代理店契約の解除
 をめぐって紛争が生じ、前記期間内に話
 合いがつかなかったため、Xは仲裁契約
 に基づきアメリカ仲裁協会に仲裁を申し
 立てた。昭和五十九年二月六日、同協会
 規則により選任された仲裁人は、YはX
 に対し損害賠償として二六万三三八二ド
 ル二九セント及び仲裁費用二五五九ドル
 六六セントの支払を命ずる仲裁判断を下
 した。

本件は、この仲裁判断について、Xが
 Yの住所地国である日本の裁判所に対し
 て提起した執行判決請求事件である。Y
 は、本件仲裁契約は、Yの代表権のない
 専務取締役である訴外Aが副社長の名称
 を勝手に使用して締結したものであっ
 て、それに基づく仲裁判断には取消原因

があるので、執行判決は許されない、仮
 に右が取消原因とならないとしても、無
 権限の事実があるのに執行判決を許すこ
 とは公序に反する、と主張した。

〔判旨〕 請求認容。

一 「内国仲裁判断は日本法(民訴八
 〇〇条)上「確定したる裁判所の判決と
 同一の効力」を認められるが、外国仲裁
 判断については外国法上効力を有してい
 ることが日本法上効力を有するものと
 なるものではない。日本法上効力を認めら
 れるためには、外国仲裁判断が日本涉外
 私法が指定する準拠法の下で有効に存在
 し、その確定及び内容が日本法上も認め
 られることが必要である。仲裁判断に瑕
 疵その他の事由の存することは執行判決
 拒否の要件であるとすべきである。」

二 「しかしながら、日本国の会社と
 アメリカ合衆国の会社との間に締結され
 た仲裁契約については、その仲裁契約に
 もとづく仲裁判断が仲裁契約にしたがっ
 て正當になされた判断で、仲裁地の法令
 にもとづいて確定し、かつ執行すること
 のできるものは、公の秩序及び善良の風
 俗に反しない限り、執行判決を求める訴
 においてもすでに確定しているものとみ
 なし、執行判決をすべきものである(日
 本国とアメリカ合衆国との間の友好通商
 航海条約……)。」

三 「ところで、日本涉外私法には仲
 裁契約についての準拠法の定めはない。

しかしながら、仲裁は私的自治にもとづ
 いてなされるものであるから、仲裁契約
 の成立及び効力は法例七条を準用し、当
 事者の意思により決すべきものであり、
 当事者の意思不明の場合は行為地法によ
 り決すべきものであり、仲裁契約にもと
 づきなされる仲裁手続及び仲裁判断につ
 いての準拠法は、当事者間に特別の意思
 表示がなされたとかその他特段の事由の
 ない限り、仲裁契約の準拠法によるべき
 ものと解するのが相当である。」

四 本件の事実関係に照らすと、「仲
 裁契約の準拠法を日本国法と指定したに
 もかわらず、仲裁手続及び仲裁判断の
 準拠法を日本涉外私法の認めるアメリカ
 合衆国法と指定したものである」とい
 うべきである。

五 本件仲裁判断は、アメリカの「連
 邦仲裁法及び統一仲裁法上、仲裁判断と
 認められ、かつ、有効に成立したものと
 認められるものであり、これは日本国法
 上も有効に成立した仲裁判断と認め得る
 ものである。」

六 そして、「アメリカ合衆国法上、
 当時確定したものであり、また日本涉外
 私法上も確定したものである」とい
 うべきである。

七 「しかし、本件仲裁判断は一定
 の金銭債権の給付義務を命じているもの
 であって、執行に適するものであり、仲
 裁判断について取消事由の認められない

限り、本件仲裁判断は我国において執行判決を求めることができるものである。」

八 Yは、Aの無権限を理由とする仲裁判断取消事由の存在を主張しているが、「統一仲裁法によれば、仲裁判断の取消のためには、仲裁判断後九〇日以内に管轄裁判所に申立をしなければならぬ旨規定されて」おり、この期間は経過している。

九 「そして、連邦仲裁法第二章第二〇七条によれば、仲裁判断はそれがなされた時から三年以内に仲裁判断を確認する命令を得て執行することの旨の定めがあり、本件仲裁判断は仲裁判断がなされた時から三年を経過していないことは明らかであって、アメリカ合衆国法上確定し、かつ執行しうるものであるというべきであり、日米通商航海条約第四条二項によれば、かかる仲裁判断は日本国においても確定し、かつ執行し得べきものとして執行判決をしなければならぬ旨定められているのであるから、日本涉外私法上、右が仲裁判断取消の事由に当たるとしても、それをもって執行判決は許されないものとすることはできない。」

一〇 Yは、無権限者による仲裁契約に基づく仲裁判断の執行は公序に反する旨主張しているが、「なるほど仲裁契約が無効であっても、アメリカ合衆国法上仲裁判断を取消せないことのあることは

前判示のとおりであるが、アメリカ合衆国法上も全くその取消を認めないものではないのであって、取消を求めることのできない事態に立ち至ったのは、前示のとおり取消について出訴期間が法定され、その期間を経過した結果にすぎないものであって、右出訴期間の定めは仲裁判断を早期に確定させ、その執行を容易にし、その実効性を確保する目的に出たものであり、このことは我国法上においても肯認すべき事柄であって、これをもって我國の公の秩序に反するとか善良の風俗に反するものと認めることはできず、公序良俗違反をいうYの主張は理由がない。」(以上、明らかな誤記を訂正し、若干の句読点を補った。筆者)

〔評釈〕 結論には賛成するが、理由付けにはかなり混乱がみられ疑問点が少なくない。以下、本判決の論理を整理した上で、賛成できる点と賛成できない点に分けて検討することとする。

一 本判決の論理は極めてわかりにくい。以下の通りであると解される。一般に、外国仲裁判断には民訴法八〇〇条の適用はなく、その執行には一定の要件が課される(判旨一)。本件では日米通商航海条約四二項が適用され、a仲裁契約に従って正当にされた判断であること、b仲裁地の法令上確定しかつ執行できるものであること、c公序良俗に反しないこと、という要件が問題となる(判

旨二)。この判断の前提として、準拠法を検討するに、仲裁契約の準拠法は日本法、仲裁手続及び仲裁判断の準拠法はアメリカ法である(判旨三及び四)。そこで、前記要件を順次判断すると、まずaについては、仲裁手続の準拠法であるアメリカ法上、仲裁判断は有効に成立している(判旨五)。bについては、同じくアメリカ法上、確定し(判旨六)、かつ、金銭の支払を求めるものであって、出訴期限の経過により仲裁判断取消訴訟の可能性もなくなっており、しかも仲裁判断の執行期限内であるから、執行できるものである(判旨七ないし九)。cについては、仲裁契約が無効であっても仲裁判断の取消について出訴期間を設けることは合理的理由があるので、本件仲裁判断がアメリカで取り消すことができないとしても、わが国の公序には反しない(判旨一〇)。

二 本判決の理由付け中、賛成できる点は以下の通りである。

(1) 外国仲裁判断には民訴法八〇〇条は適用されないが、だからといって、条約がない限り外国仲裁判断の執行はすべて拒否するわけではなく、条理上適当な要件の下に執行できるとしている点(判旨一)。外国仲裁判断について同条の適用を肯定している裁判例もあるが(大阪地判昭和三四・五・一一下民集一〇巻五号九七〇頁など)、外国で外国手続法の下でなされた仲裁判断に、取り消されない限り既判力を与えるというのは行過ぎであろう(山田恒久・ジュリ九〇一頁一二頁(一九八八)は反対)。逆に、母法であるドイツ法にも当初は外国仲裁判断に関する規定がなく、一九三〇年の改正で新設されたことを考えると、改正をしていない日本法のもとでは、条約のない限り、外国仲裁判断は全く承認執行しないと考える余地もある。しかし、国交のない台湾などを考えると、条約がないからといって一律に承認執行を拒否するのは妥当ではあるまい。ただし、一定の場合は認めるとして、判旨一の要件が妥当か否かの検討の余地がある。むしろ、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)の定める要件を条理として取り込むべきではなからうか。立法論としては、同条約一条三項の相互主義の留保を撤回すべきであると解される。

(2) 本件にニューヨーク条約ではなく、日米通商航海条約を適用した点(判旨二)。ニューヨーク条約と他の条約との関係を定める同条約七条一項の解釈には二説ある。第一説は、ニューヨーク条約よりも緩やかな要件で執行を認める条約は優先適用されるが、厳しい要件の条約はニューヨーク条約加盟国の間では適用されなくなるとの解釈をとる見解である(阿川清道・ジュリ三三二号四九頁(一九六二)、田辺信彦・昭和五八年度重判解二六一

頁)。これに対して、第二説は、七条一項は他の条約の適用を妨げないと規定しているだけであり、一般規定に対する特別規定として日米条約などはその内容に関わらず優先適用されるとの見解である(高桑昭・注解仲裁法三〇七頁、三八七頁(一九八八))。第一説のように解する条文上の根拠は見出し得ない。

(3) 日米条約四条二項の「執行することができる」という要件について、執行に適するもので足りるとし、本件仲裁判断がアメリカの裁判所の確認手続(confirmation)を経っていないことを問題としていない点(判旨七)。本判决は、日米通商航海条約四条二項に基づいてアメリカでなされた仲裁判断を日本で執行した四番目の事例である(執行を拒否した例はない)。これまでの三件は、アメリカの裁判所で確認手続(confirmation)を得た仲裁判断の執行であったが(東京地判昭和三四・一〇・二三下民集一〇卷一〇号二三八頁、大阪地判昭和三六・一一・二七海事判例六卷六号一一八頁、東京地判昭和四四・九・六判時五八六号七三頁、高桑昭・JCAジャーナル一九八七年八月号二二頁参照)、本件仲裁判断はその手続を経していない。もっとも、この確認手続は、確認手続を経る合意があり、かつ判断後一年以内に確認手続の申請があれば、当事者から仲裁判断の取消・変更請求等がなされていない限り、内容の審査をすることなく与えら

れるものである(連邦仲裁法九条、ハワイ州仲裁法六五八の八条)。したがって、それは仲裁判断を判決に変えるものではなく、日本の預置制度(民訴法七九条二項)を強化した程度のものでとらえるべきではあるまいか。そうであるとすれば、確認手続の有無を重視する必要はないということになる(ただし、前掲東京地裁昭和四四年判決は、外国判決の執行として処理している。この点の評価につき、高桑・前掲JCAジャーナル二三頁の文献参照)。

三 次に、本判决に賛成できない点は以下の通りである。

(1) 仲裁手続の準拠法も当事者が指定できるとしている点(判旨三)。確かに、当事者は仲裁手続の準拠法を指定することができると解する見解は多い(川上太郎・国際私法講座三卷八六頁(一九六四)、小山昇・仲裁法(新版)五一四頁(一九八三)、澤木敬郎・前掲注解仲裁法二二六頁など)。また、比較法的にも、フランスのように、これを認める国もある。しかし、仲裁手続の準拠法は、仲裁地の法律であると解すべきであり、当事者にその選択を認める必要はないといふべきである。外国仲裁法による仲裁を望むのであれば、仲裁地を当該外国とすればよいのであり、手続法秩序の観点から仲裁を位置づけると、国家法秩序と接点が生まれる裁判所による仲裁人選任・忌避、仲裁判断取消、仲裁判断の執行などの局面で

は、わが国でなされる仲裁にはわが国の仲裁法が適用されていることを前提とすべきであると解される。仲裁手続の準拠法の選択を認めることはいたずらに混乱を生ぜしめることになるからである(一九八五年のUNCITRALモデル法一条二項・一九条、仲裁研究会・仲裁法試案四五条(NBL四一七号六三頁(一九八九)及びその解説(同四二三号四四頁)参照)。

(2) 本件の仲裁判断の準拠法をアメリカ法としている点(判旨四)。本件の販売代理店契約の準拠法は日本法である旨認定しており、本件紛争が契約紛争である以上、紛争の实体に適用される「仲裁判断の準拠法」が日本法であることは当然であるように思われる。いずれにしても、仲裁判断の準拠法は本件では問題とはならないので、無用の言及である。判旨は、仲裁判断の準拠法の意味を誤解しているのではあるまいか。

(3) アメリカの仲裁法について、連邦仲裁法、統一仲裁法、ハワイ州仲裁法に言及しながら、その関係を明らかにせず、あいまいにしている点(判旨五ないし九)。特に、仲裁判断取消訴訟の出訴期限については統一仲裁法を引用しながら、仲裁判断の執行期限については連邦仲裁法を引用している点は理解に苦しむ。ハワイ州はそもそも統一仲裁法(一九八九年九月現在で三州とコロンビア地区が採用)を採用していないのである(ハ

ワイ州には二五カ条から成る仲裁法がある)。もっとも、本件仲裁に適用されるべき法については、なお検討を要する(Southland Corp. v. Keating, 465 U.S. 1 (1984); Volt Information Sciences v. Board of Trustees, 109 S. Ct. 1248 (1989) など参照)。

(4) 仲裁契約が有効であるのか否か、仲裁契約の準拠法に照らして判断していない点。この点がまさに本件の争点であり、日米条約四条二項の第一の要件は、単に「契約に従って正当にされた判断」と規定しているが、この要件は有効な仲裁契約であることは当然前提とされているといふべきであり、仮に仲裁人が仲裁契約を有効と判断しているとしても、その仲裁判断の執行に際して再審査できる問題であるといふべきである(前掲大阪地裁昭和三六年判決はこれを含めて四つの要件としている。ちなみにニューヨーク条約五条一項a後段はこれを明記している)。もっとも、結論としては、本件仲裁契約の準拠法である日本法に照らすと、商法二六二条により、YがAに専務取締役の名称の使用を許していた以上、Xが善意であれば、Yは仲裁契約の無効を主張することはできないと解される(高桑昭・JCAジャーナル一九八七年七月号七頁)。

四 上記のほか、本判决には誤記その他の表現上の問題も多く、全般的に粗雑である。

(どうがうち・まさとII東京大学助教授)